

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第2章 模倣に対する行政的救済

行政的救済には、民事・刑事の司法手段に比較して簡易に利用できるものが多く、代理人費用を除けば基本的に無料であって比較的早期の処理が期待できることに特徴がある。韓国では、知的財産保護のため行政の取組みも活発であり、こうした行政的救済の道を日系企業も活用することが有用である。

本章における行政的救済として以下の11種類について説明している。

- ① 特許審判制度
- ② 税関による国境(水際)措置[商標権/著作権侵害物品の通関保留措置]
- ③ 不公正貿易行為に対する貿易委員会による救済制度
- ④ 紛争調停委員会(特許、実用新案、商標、デザイン)
- ⑤ ドメインネーム紛争調停制度
- ⑥ 著作権紛争調停制度
- ⑦ 産業技術紛争調停制度
- ⑧ 知的財産保護オンラインモニタリングシステム(IPOMS)
- ⑨ 商標権特別司法警察隊
- ⑩ サイバー捜査隊
- ⑪ 偽造商品申告褒賞金制度

特許審判制度(①)では、知的財産権の侵害が疑われる商品を発見した場合に、相手方に訴訟(損害賠償や差止め請求など)を提起する前に、あるいは訴訟と並行して、相手方の商品が自社の特許権に抵触するか否かの客観的判断を特許庁に求めることができる。また、模倣品など特許権侵害の問題が生じた場合に、相手方から特許権の無効取消しを求める審判が提起されることも多く、これら審判制度について熟知しておく必要がある。

模倣品が中国など他国から韓国市場に持ち込まれている場合には、税関による国境(水際)措置(②)や、貿易委員会による救済制度(③)を活用して、韓国国内への模倣品の流入を阻止することが有益かつ簡便な対策である。本章では、これに続き韓国における調停に関する制度(④～⑦)について説明をする。調停であれば、相手方企業と訴訟で争うよりは、比較のお互いの関係を維持したまま、和解や協力関係構築を図ることも可能である。

また、特許庁の関連団体であるKIPRAのオンラインモニタリングシステムや商標権特別司法警察隊、サイバー捜査隊、偽造商品申告褒賞金制度などを通じて模倣品の実態を把握したり、申告して捜査を依頼するなど、行政の対策を相談することができる。行政の対策は日本企業が直接コンタクトすることは難しい場合があるが、JETROソウル事務所を窓口として相談すれば各種サポートを受けられる。

紛争に対しては、特許無効審判があり、他人の商標と同一、類似の商標(他人の商標模倣)などが誤って登録された商標権を巡る紛争に対しては、商標登録無効審判がある。なお、ここで言及した以外にも各種の審判手続きがあり、さらに実用新案及びデザイン登録についても権利範囲確認審判や無効審判などが存在するが、それらについては第Ⅱ編の各章を参照のこと。

(1) 権利範囲確認審判

① 意義

- ・ 特許発明の保護範囲を確認するために請求する審判で(特許法第 135 条)、特許発明と具体的に実施されている技術が技術的に一致するか否かを分ける機能をする。特許権の権利範囲の限界を明確にし、他の発明との抵触問題、権利侵害の問題などを事前に解決することによって、紛争の早期解決を図り、裁判の基礎資料として活用される。

② 類型

- ・ 積極的確認審判
ある物や方法が自己の特許権の権利範囲に属するという確認を請求する場合
- ・ 消極的確認審判
特許権の対抗を受けた者が、自己の実施物品又は方法が特許権者の権利範囲に属さないという確認を求める場合

③ 請求できる者及び被請求人

- ・ 請求人
特許権者、専用実施権者又は利害関係人に限って請求できる(特許法第 135 条第 1 項)。ここでの利害関係人とは、その特許権の権利範囲に属するか否かに関して紛争が生じるおそれのある対象物を製造、販売することを業とする者に限らず、業としてその対象物を製造、使用しようとする者も含まれる(大法院 1985. 7. 23. 85 フ 51)。
- ・ 被請求人
積極的確認審判の場合には、特許権者又は専用実施権者が、当該特許発明を無断で実施している者、又は利用・抵触関係にある特許権者を被審判請求人とすることが原則であり、消極的確認審判の場合には、利害関係人が特許権者などを被審判請求人とするのが通例である。

④ 効果

- ・ 審判が確定すれば、その結果として権利範囲が確定し、第三者は同一事実及び同一証拠によっては審判を請求できないという対世的効力が発生する。

(2) 特許無効審判

① 意義

- ・ 有効に設定登録された特許権を法定無効事由を理由に審判によってその効力を遡及的に又は将来に向かって喪失させる準司法的行政処分であって、特許の無効処分は特許権侵害訴訟を解決するための前提として裁判で行うことはできず、必ず無効審判により行なわれる(特許法第133条)。

② 請求できる者

- ・ 特許無効審判は、利害関係人(利害関係の有無の判断は審決時を基準)又は審査官が請求することができるが、例外的に設定登録日から登録公告後3ヶ月が過ぎる日までであれば利害関係がなくても何人でも請求することができる。
- ・ 特許権の消滅後でも可能である(特許法第133条第2項)。

③ 無効事由(特許法第133条第1項)

特許登録の無効事由は次のとおりである。

- ・ 権利の享有能力のない外国人に与えられた場合
- ・ 産業上の利用可能性、新規性や進歩性のない発明に特許権等が設定された場合
- ・ 無権利者に権利が与えられた場合
- ・ 後出願人に権利が与えられた場合
- ・ 条約に違背して権利が与えられた場合
- ・ 補正により新規事項が追加されたにもかかわらず登録された場合
- ・ 国際特許出願については、特許法第133条第1項の無効事由以外に発明が①国際出願日に提出された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)及びその出願翻訳文に共に記載された発明又は②国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中の説明部分を除外する)に記載された発明に該当しないという理由で特許の無効審判を請求することができる(特許法第213条)。

④ 無効の効果

- ・ 特許無効審決が確定すれば、その特許権は初めからなかったものとみなされ(特許法第133条第1項)、補償金請求権も特許が無効になった場合には発生しない。

(3) 商標登録無効審判

① 意義

- ・ 商標の登録が法定登録要件の規定に違反した場合においては、利害関係人又は審査官が特許審判院に登録無効を請求できる。商標登録の無効は裁判で行うことはできず、無効審判によってのみなされる。

② 請求できる者

- ・ 利害関係人または審査官でなければならず、利害関係人は、商標権者から権利対抗を受けて現在業務上の損害を受けるか、または損害を受けるおそれのある者であって、同業者、当該商標権と関連して訴訟関係にあるか、または訴訟関係になるおそれのある者、商標権者から侵害警告を受けた者などが該当する。無効事由の立証責任は、これを主張する審査官や利害関係人側にある。

③ 無効事由

商標登録の無効事由は次のとおりである。なお、登録商標の指定商品が2以上ある場合は指定商品ごとに請求することができる。

- ・ 商標登録を受けることができない者が登録を受けた場合
- ・ 識別力など商標登録要件を備えていない商標が誤って登録された場合
- ・ 商標法上、商標登録を受けられない商標が登録された場合
- ・ 商標法第7条に該当するもので、ここには既に存在する他人の商標を模倣して作られた商標でその他人の商標と同一又は類似の商標が含まれる。
- ・ 先願主義に反する場合
- ・ 出願の継承及び分割移転の要件を備えていない商標が誤って登録された場合
- ・ 権利の相互享有を認めていない国家の外国人に商標登録がなされた場合
- ・ 標章の定義に合致しなかったり、又は地理的表示団体標章の場合にその定義に合致しなかったり、又は定款などによって加入を制限している場合など

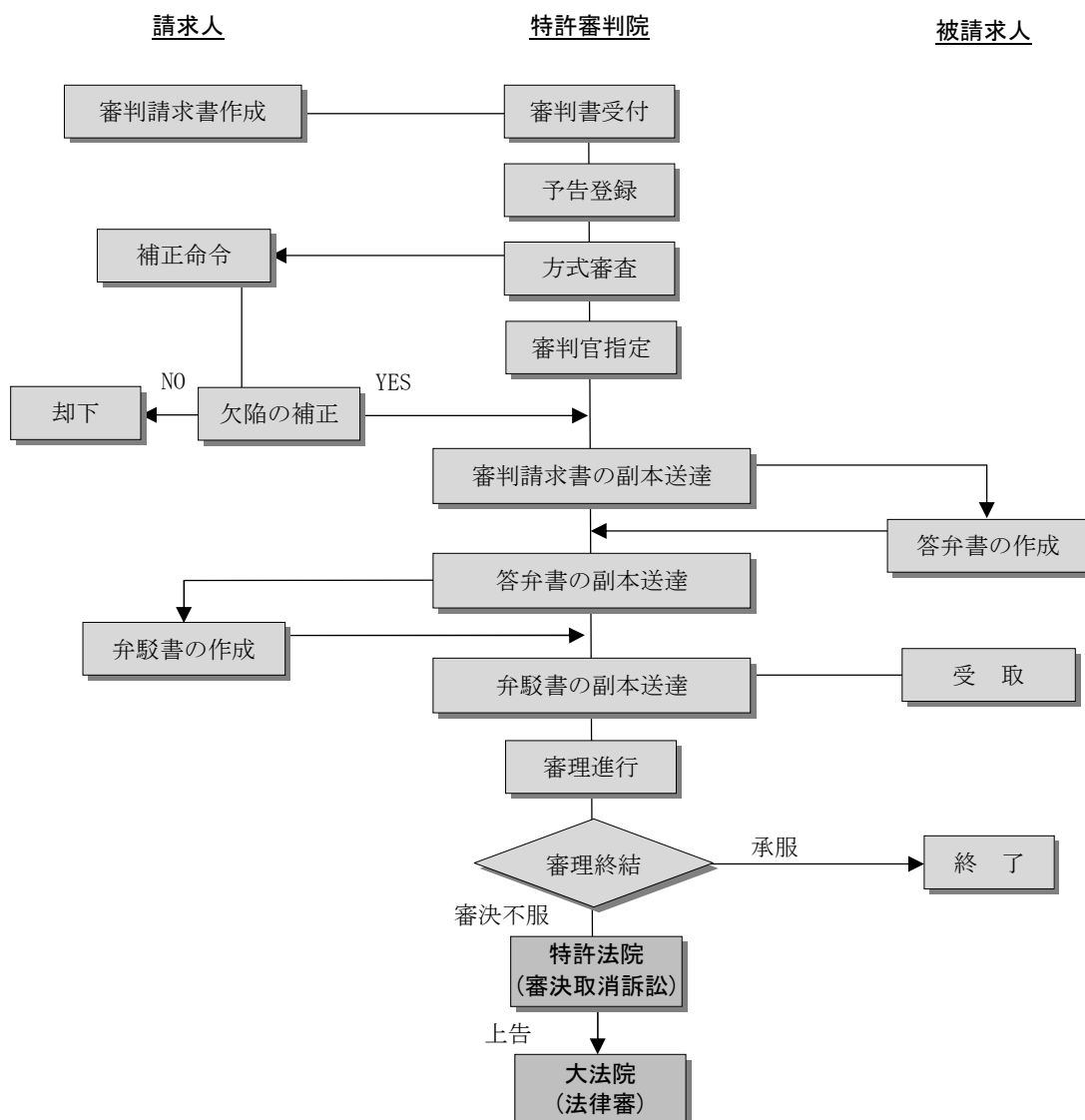
④ 無効の効果

- ・ 商標登録無効の審決が確定したとき(又はその後の判決によりその審決が確定したとき)には、商標権は初めからなかったものとみなされる。

1-2 特許審判の手續

商標や実用新案、デザイン登録に関する審判においては、審判の請求方式、審判機関、審理方式、審判費用、審判の終了など全て特許法を準用するので、ここでは特許に関してのみ説明する。なお、82ページにも審判手続きに関する詳細な説明があるので参照のこと。

(1) 審判手続のフローチャート



1-3 審判の請求

① 審判請求書

審判を請求するためには、当事者及び代理人の氏名と住所(法人の場合にはその名称、営業所及び代表者の氏名)、審判事件の表示、請求の趣旨及びその理由を記載した審判請求書を特許審判院長に提出する(特許法第140条第1項)。権利範囲確認審判の場合、確認対象発明に関する説明書及び図面を添付しなければならない。

② 審判請求書の補正

審判請求書が法令に定めた規定に違反する場合、審判長は期間を定めて欠陥の補正を命じる(特許法第141条第1項)。

補正事項

審判請求書に次の事項が記載されていない場合

- ・ 当事者又は代理人の氏名と住所
- ・ 審判事件の表示
- ・ 請求の趣旨及び理由
- ・ 代理人がいる場合にその代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地
- ・ 権利範囲確認審判の請求時に必要な確認対象発明に関する説明書と図面を添付しない場合
- ・ 所定の手数料を納付していない場合
- ・ 行為能力又は代理権に欠陥がある場合
- ・ その他法定の方式に違反する場合

③ 審判請求書の受理

審判長は指定された期間内に請求人が欠陥を補正しない場合には、決定で審判請求書を却下する。特許審判院長は提出された審判請求書に対する方式審査をし、これを受理したときには審判番号を付与し、当事者に通知する。

(2) 審理**① 審理方式**

審判は、口頭審理(口頭で弁論及び証拠調査を実施する審理方式で、審判請求人と被請求人などが互いに対立、攻撃・防御の方法を講じて審理を進行する)又は書面審理(審判官の職権により書面を中心に審理を進行する方式)により行われる。当事者が口頭審理を申請するときには、書面審理だけで決定できると認められる場合の他には、口頭審理によらなければならない(特許法第 154 条第 1 項)。口頭審理の場合、公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるときを除いては、公開して行う(特許法第 154 条第 3 項)。

② 職権主義

特許審判は、その審決の効果が当事者以外の第三者にも及ぶ対世的効力が生じる場合もあるので、手続進行の迅速化と審理の公正性を勘案して民事訴訟法上の当事者主義に対比される職権主義が適用される。審判長は、審判の進行、期間の指定及び変更、審理などの併合又は分離のような手続の進行を主導的に決定することができ、当事者又は参加人が請求しない理由に対しても審理することができ、当事者・参加人又は利害関係人の申請により、又は職権で証拠調べ及び証拠保全をなすことができる。

(3) 審判の終了

審判は、審判請求人が請求した審判の全部又は一部を撤回する審判請求の取下げで

終了する場合もあるが、重要なのは審決を通じた終了である。

- ① 審決の意義
 - ・ 審決は、審判事件を解決するために審判官による合議体が行う終局的な判断である。
- ② 種類
 - ・ 却下審決(請求要件の不備)、棄却審決(請求排除)、認容審決(請求認容)
- ③ 手続
 - ・ 審理終結通知—審判長は、事件が審決をする程度に熟したときには、審理の終結を当事者及び参加人に通知し、通知後にも当事者又は参加人の請求により又は審判長の職権で、審理を再開することができる。
 - ・ 審決—審決は審理終結通知を発した日から20日以内に実施し、審判官のうち過半数の賛成で決定する。
 - ・ 審決送達—審決があったときには、その謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたが、その申請が拒否された者に送達する。
- ④ 審決の効果
 - ・ 当事者は、審決を不服とする場合は、特許法院にその取消を求めることができる(特許法第186条)。審決が確定したときには、同一事実及び同一証拠により再度審判を請求することができなくなる。ただし、確定した審決が却下審決である場合には、この限りではない(特許法第163条)。
- ⑤ 審判費用(特許法第165条)
 - ・ 当事者系審判における審判費用の負担は、審決により終了するときにはその審決を以て、審判が審決によらずに終結するとき(審判請求の取下げなど)には決定で定める。

1-4 再審

(1) 意義

確定した審決の効力を維持できない重大な瑕疵が審決に内在しているとき、審決をした機関に対してその審決を取消し、審決前の状態に回復させて再度審判することを求める非常の不服申立である(特許法第178条)。

(2) 再審事由

法律により審判機関を構成しなかったとき

法律上、その審判に関与できない審判官が審判に関与したとき

審決の証拠になった文書又はその他の物が偽造や変造されたものであったときなど

(3) 再審請求の期間

当事者は審決確定後、再審の事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。

1-5 特許訴訟

特許審判院の審決を受けた者又は審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれを不服とする場合は、審決又は決定謄本の送達を受けた日から 30 日以内に特許法院に審決取消訴訟を提起することができる。なお、審決取消訴訟については 83 ページにも詳細な説明があるので参照のこと。

1-6 問合せ先

特許審判院

住所 大田広域市西区屯山洞 920 政府大田庁舎 4 棟
 電話 042-481-5875(特許・実用新案)
 042-481-5868(商標)
 042-481-5870(デザイン・サービスマーク)

特許法院

住所 〒302-120 大田広域市西区屯山洞 1390
 電話 042-470-1114(代)

2. 税関による国境(水際)措置[商標権/著作権侵害物品の通関保留措置]

2-1 商標権申告制度

税関は国家的に商標権を水際で保護するための最も基本的な執行機関であり、韓国内に登録された商標権を事前に税関へ申告しておく、通関手続きの過程において、登録された商標権を侵害する疑いのある物品については通関を保留が可能である。商標権申告は各地の税関ごとに別々に申告する必要はなくソウル税関が専門に受理するが、手続そのものは 2010 年 10 月から関税庁(税関)の関係機関である貿易関連知識財産権保護協会(TIPA ; <http://e-tipa.org/>)に業務委託されている。商標権申告をすれば、全国の第一線にいる税関員が商標権申告事項を確認することができ、商標権者・輸出入者・関税士などもインターネットを通して商標権申告事項を照会することができるようになる(オンラインでの手続は韓国語で行う必要があり、ログインに個人認証が必要であるので日本から直接申請することはできない。現地法人や支社、現地代理人事務所などを介するか、ジェトロソウル事務所又は韓国 I P G (223 ページ参照)に

相談するとよい)。

税関での通関物品に対する抜取り検査は通関物量の約5-10%程度について行われており、一旦、税関において商標権の税関申告の効力が発生すれば、税関では、申告された商標及びこれと類似の商標が付された輸出入品に対しては抜取り検査の対象としてより注意深く観察をするようになり、商標権侵害のおそれのある物品が輸出入申告された場合、税関は当該物品の通関を保留して該当商標の商標権申告人に当該物品の輸出入申告事実を通知し、輸出入者にも同事実を通知する(通知のシステムについては後述する)。なお、本書巻末330ページに付録5として商標権申告書の様式を和訳して掲載したので参照のこと。

2-2 商標権侵害のおそれのある物品の通関保留手続

商標権侵害のおそれのある物品の輸出入事実の通知を受けた権利者は、税関が通知を発送した日から7日(公休日及び勤労者の日を除く)以内に当該物品の真正の如何を確認し、侵害品であると思える場合には、侵害憂慮物品課税価格の120/100に該当する担保を提供して通関保留を要請することができる(関税庁告示4-1条、3-2条)。

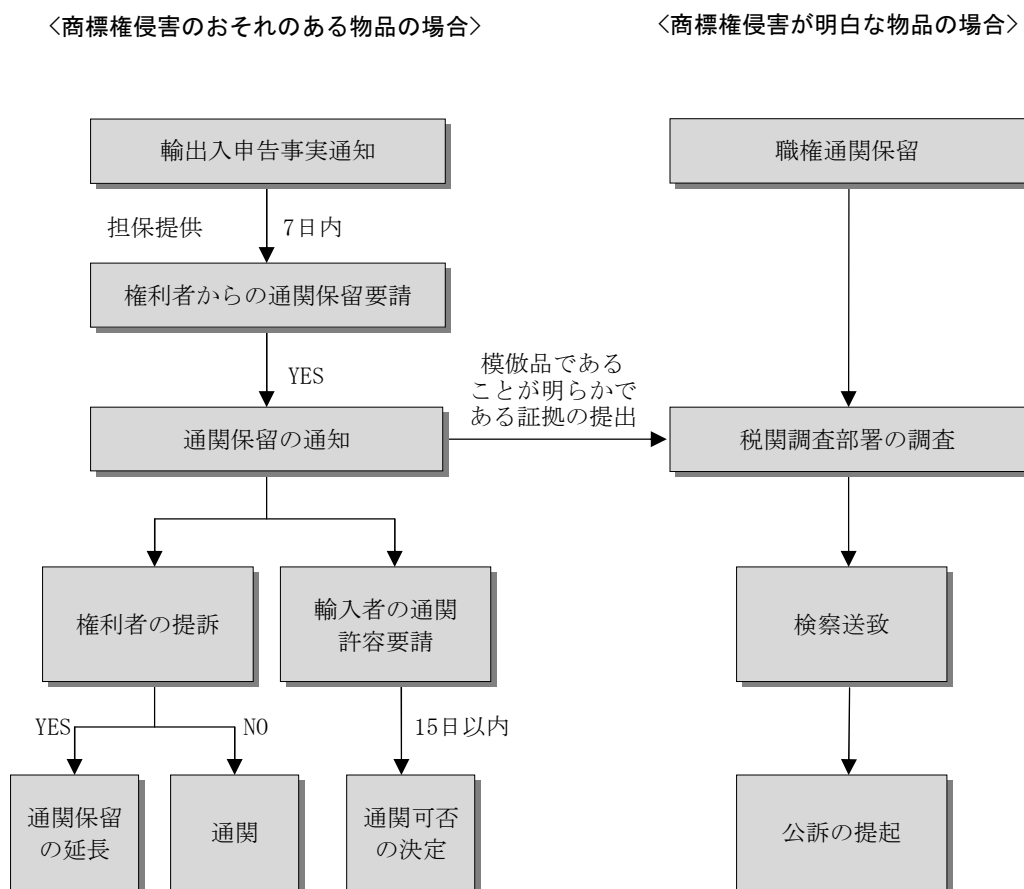
担保と共に権利者の通関保留要請を受けた税関長は、輸出入物品が申告された商標権を侵害したと認められる場合には、当該物品の通関を保留して通関保留事実を通関保留要請人及び輸出入者に通知する。この時の通関保留期間は原則として通関保留要請人が通関保留事実の通知を受けた日から10日(公休日及び勤労者の日を除く)までである。しかし、この期間内に通関保留要請人が裁判所に提訴した事実を立証し、又は通関保留を続けるよう裁判所の仮処分決定事実を通知した場合、税関長は当該物品に対する通関保留を続けることができる。実際にこの期間中に裁判所から仮処分決定を受けることは難しいために、商標権申告人はたいていの場合、当該物品を廃棄せよとの裁判所の決定を得るために裁判所に提訴をすることが多い。

一方、輸出入者は権利者の要請によって通関保留された物品に対し、通関許容要請書及び商標権を侵害しなかったことを証明する疎明資料などを税関長に提出し、通関保留要請人が提供した担保金額の25/100を加算した金額を担保として提供して通関保留物品の通関許容を要請することができる(関税庁告示5-1条)。輸出入者の通関許容要請を受けた税関長は、必要な場合に関税庁長と特許庁長など関係機関と協議し、又は関係専門家の意見を聴いて15日以内に通関許容如何を決定する。しかしながら、商標権者と輸出入者の間に民事事件が係属中の場合、当該物品が肉類などのように速やかに処理しなければならない物品でなければ、税関はたいていの場合に裁判所の決定を受ける時まで当該物品を通関させない。

2-3 商標権侵害が明白な物品の通関保留手続

税関長は輸出入申告された物品が商標法により登録された商標権を侵害することが明白な場合には、商標権の税関申告がない場合や商標権者の通関保留要請がない場合でも通関保留をすることができる。この場合、税関は商標権者に商標権侵害如何を鑑定要請し、商標権者は輸出入物品が商標法による商標権を侵害する偽造商品であり鑑定結果によって発生する民・刑事上の責任を負うという内容を記載した偽造商品鑑定書を税関長に提出する。偽造商品鑑定書を提出された税関の通関部署は税関内の調査部署に商標法違反如何を調査依頼することができ、税関の調査部署は商標法違反如何を調査した後に刑事的処罰のために検察庁に移管できる。また、全ての刑事的処理が完結される時まで当該物品は税関に保管される。しかし、輸出入者が商標権侵害ではないことを税関に強く抗議した場合には、税関自らが商標権侵害を決定することは容易でないため、税関が商標権者に担保の提供を要請するなど、2-2 で説明した手続に従うことになる。

2-4 通関保留手続のフローチャート



2-5 商標権申告に必要な書類

- ① 所定の様式の申告書(本書巻末 330 ページに付録 5 参照)
- ② 真正商品のカタログ又は写真 1 部
- ③ 代理人による場合には委任状 1 部
- ④ その他(国内の使用権者や販売権者に対する情報、真正商品の製造価格(輸入物品の場合、FOB 価格)、海外の商標登録の現況、侵害可能性のある輸出業者であることを立証できる資料及び偽造商品の識別方法など)。

なお、上記の②及び④の書類及び情報は、提出がなければ税関申告ができないというわけではない。また、申告書上の商標権申告人は、商標権侵害物品の輸出入通関時に税関がそのような通関事実を通知する連絡先であって、必ずしも商標権者や専用使用権者である必要はない。

また、複数の商標を同時に税関に申告することも可能で、その場合は申告する登録商標毎に登録番号、商標、指定商品などの必要事項を全て記載する。

2-6 知的財産権統合情報管理システム(IPIMS)

関税庁は、2009. 5. 4. 付で知的財産権統合情報管理システム(Intellectual Property Information Management System, IPIMS)を構築し施行している。これは、関税庁のインターネットサイト(<http://portal.customs.go.kr>)にアクセスし、監視してほしい商標権や著作権(具体的には 2-1 の商標権申告や 2-7 の著作権申告された権利)をオンライン申告しておくこと、権利侵害の疑いのある物品が通関したときに、オンラインで迅速に権利者への通報や偽造商品の鑑定を行うと共に、鑑定結果や偽造商品関連情報のデータベース化を進めることにより、国境(水際)措置の効率化迅速化を実現するものである。関税庁ではこのシステムの利用を積極的に奨励しているが、上記サイトは現在韓国語でのみ利用でき、サイト利用者はユーザー登録の際に個人認証も必要であるため、現地法人や代理人などの協力が必要である。

(1) 利用手順

- ① 関税庁通関ポータルサイト(<http://portal.customs.go.kr>)にてユーザー登録(法人だけでなく個人でも無償で利用可能)
- ② ログイン後 ‘IPIMS’ 利用を申請
- ③ 商標権/著作権侵害憂慮物品が輸入された場合、税関が関連写真などをシステムにアップロード
- ④ 税関から商標権者/著作権者へ SMS(携帯電話への文字メッセージ)と E-Mail で通知

- ⑤ 通知を受けた商標権者/著作権者はシステム上で関連写真を確認し偽造商品であるかどうかの鑑定結果をシステムに登録
- ⑥ 税関はその鑑定結果を用いて必要な通関保留措置をとり、鑑定結果をデータベース化
- ⑦ これらの鑑定結果や偽造商品の情報(船積み地や輸出者など)を蓄積し登録ユーザーらが情報共有

(2) 期待効果

- ① 偽造商品確認にかかる時間の短縮により迅速な対応が可能
- ② 偽造商品鑑定結果のデータベース化を通じ税関職員の偽造商品識別能力強化
- ③ 善意の輸入者が受ける被害(通関遅延)の最小化
- ④ 偽造商品の国内搬入を効果的に防止

(3) 今後の改善点

- ① 関税法第 235 条の改正後は商標権、著作権以外にも特許権、デザイン権、地理的表示や植物品種権などに拡大予定
- ② 税関申告された商標の数(約 4000 件)に比べ IPIMS の利用商標数は約 1200 件で加入率 30%程度と低迷している。商標権申告制度により申告された商標権について、IPIMS の加入義務化を検討中である。

2-7 著作権申告制度

2008 年 3 月 1 日からは商標権と同じように、著作権者が著作権委員会に登録された著作権(プログラム著作権を含む)についても商標権と同じように税関に申告すれば、当該著作権を侵害するおそれのある物品が輸出入された場合、その事実を権利者に通知し、権利侵害の有無を確認し通関保留などの必要な措置をとることができる。合わせて、著作権侵害に基づく職権通関保留制度も導入され、輸出入物品が著作権を侵害していることが明白な場合には権利者の申請がなくても税関長が職権で通関保留をすることができる。

2-8 その他の注意点

- ① 特許庁に登録された商標のみ税関申告が可能で、出願中の商標に対する税関申告はできない。税関申告の有効期間は、「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理告示」の改正により 3 年間となっている。税関に申告された商標権は税関の処理日から効力が発生するが、第三者の真正品輸入が制限される場合は税関申告の効力は税関処理日から 30 日が経過した日から発生する。

- ② 韓国内の商標権者(専用使用権者)が外国の正規商品の輸入を独占する弊害防止するために、並行輸入許容規定が緩和され、韓国内と外国の商標権者が同一人である場合にのみ第三者の並行輸入を認定していたのを、同一人でなくても、韓国内の商標権者(専用使用権者)が外国商標権者の正規商品を輸入している場合であれば、第三者の並行輸入が可能である。
- ③ 商標権が取消しになったり無効になっても商標権者が保留要請すればいったん通関が保留されるようになっていたが、商標権者の制度悪用(模倣商標を取得した悪意の第三者が正当な商標権者(専用使用権者)の輸出入を妨害する行為など)を最小化するため、特許審判院又は法院で商標登録取消又は無効決定があった場合には(確定前であっても構わない)まず通関させ、後日商標権者に通知することになった(先通関後通知手続)。
- ④ 商業的目的でない個人用途の物品はすべて通関保留から除外していたが、郵便物による個人用の少量の偽造物品に対しても国境(水際)措置を適用し、国境(水際)措置の範囲の強化を図った(ただし、個人用途の物品のうち既に使用した物品のみ除外)。
- ⑤ 通関しようとする物品の大部分は真正品(権利侵害などの疑いのない商品)であるにも拘わらず一部の部分品(例：ジッパー、ボタンなど)のみ偽造・模倣品であるとして、商品全体が通関保留され最終的に廃棄処分などになってしまう事例があったが、このような偽造部分品を除去したり又は真正品に交換し、これについて商標権者が同意した場合には、通関又は輸出国への返送を許容できるようにした。

2-9 韓国の関税法と日本の関税法との比較

(1) 法令の概要

- ① 知的財産権侵害を防止するために侵害商品の流通を抑制、防止しようとする税関当局の一連の措置を WTO/TRIPS では国境措置(水際措置ともいう)とし、これの採択を義務化している。韓国の場合「関税法」で商標権の侵害商品及び著作権の侵害商品は税関当局がこれを通関保留することができると規定している。
- ② 日本の場合「関税法」により特許権を含む知的財産権を侵害する物品に対しては、これを輸入・輸出してはならず、侵害物品を貨物で輸入・輸出しようとすることを認定手続を通して権利侵害が認められれば、これを没収し廃棄するか返送を命じることができる。

(2) 国境措置が適用される権利の範囲及び輸入・輸出に適用されるかどうかについて

- ① 韓国の関税法は原則的に商標権、著作権、品種保護権、地理的表示権、デザイン権を侵害する物品は輸出又は輸入できないと規定し、国境措置を輸入、輸出の場合のいずれにも取ることができる(関税法第 235 条)。
- ② 日本の関税法は特許権、実用新案権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権及び育成者権などの主要知的財産権を全て列挙し、これら権利侵害について国境措置が可能と規定している(日本関税法第 21 条第 1 項)(日本関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号及び同第 69 条の 11 第 1 項第 9 号、第 10 号)。

(3) 国境措置関連通知、意見陳述及び検査機会付与などの手続

- ① 韓国の関税法施行令では、税関長が商標権、著作権、「種子産業法」により設定登録された品種保護権、「農産物品質管理法」や「水産物品質管理法」により登録されたり条約・協定などにより保護対象に指定された地理的表示権又は地理的表示、さらに特許権、デザイン権(「知識財産権」とする)¹⁰を侵害するおそれがある物品の通関を保留した場合、その事実を通関保留を要請した者及び輸出入申告者に通知しなければならない(同施行令第 239 条第 2 項)。輸出入申告をした者は当該物品が知識財産権を侵害しなかったことを疎明する資料と共に通関許容を要請する申請書を提出することができ、この場合、税関長はこのような要請があったという事実を速やかに通関保留要請者に通報し、通関保留要請者は侵害について立証できる証拠を提出することができる(同施行令第 240 条第 1 項、第 2 項)。

税関長は輸出入申告をした者の要請がある場合、通関許容要請日から 15 日以内に決定しなければならず、この決定をすることにおいて関係機関との協議又は専門家の意見を参酌することができる(同施行令第 240 条第 3 項)。税関長は知識財産権者又は輸出入申告者が知識財産権侵害如何の確認のために通関が保留された物品に対する検査を要請するときは、特別な事由がない限りこれを許容しなければならない(同施行令第 242 条、第 244 条)。

- ② 日本の関税法は認定手続をするとき、権利者及び輸出者・輸入者に対して当該貨物に対して認定手続をするという趣旨と相手方の氏名、住所などを通知するようにしている(日本関税法第 69 条の 3 第 2 項、同第 69 条の 12 第 2 項)。税関長は全ての関連当事者に意見を陳述する機会を付与しなければならない(日本関税法施行令第 62 条の 16)。

また、認定手続をするとき、認定手続の申請者又は輸入者に申請に基づき検査する機会を付与するようにしている(日本関税法施行令第 62 条の 16)。また、

¹⁰ ただし、特許権、デザイン権は 2013 年 7 月 1 日から施行

権利者は税関長が特許庁長官に侵害関連の意見を求めるように要求することができる(日本関税法第69条の7、同第69条の17)。

(4) 通関保留決定及び通関保留の維持

- ① 韓国の関税法は商標権などを保護しようとする者が通関の保留を要請したとき、特別な事由がない限り当該物品の通関を保留しなければならないと規定している(関税法第235条第5項)。同施行令ではこのとき、商標権などの内容及び範囲、要請事由、侵害事実を立証するために必要な事項を記載した申請書と正当な権利者であることを証明する書類を提出しなければならないと規定している(同施行令第238条)。

一方、このような通関保留を継続して維持するためには、税関長が通関保留事実を通関保留要請者に通知した後、10日(休日及び公休日を除く)以内に法院への提訴事実を立証しなければならない。ただし、やむを得ない事由により上記の10日の提訴期間を超える場合、10日を更に延長することができる(同施行令第239条第3項)。

- ② 日本の関税法は権利者が自己の権利を侵害すると認められる貨物に関して認定手続を申請することができ、このとき、必要な証拠を提出するようにしている(日本関税法第69条の4第1項、同第69条の13)。また、税関長が各種知的財産権を侵害する物品に該当する貨物があると思われるときには、認定手続を直接始めなければならないと規定している(日本関税法第69条の3第1項、同第69条の12第1項)。

(5) 担保提供、逆担保提供関連の手続

- ① 韓国の関税法は物品の通関保留を申請する者は担保を提供しなければならず、輸入者が逆に担保を提供した場合、通関を許容することができるものの、この場合の通関保留の解除は税関当局の義務事項ではないことを規定している(関税法第235条第3項、第4項、第5項)。
- ② 日本の関税法は税関長が認定手続の申請を受理した場合、認定手続が終了する時まで輸出者・輸入者が被るおそれのある損害の賠償を担保するために必要なときは、権利者に担保提供を命じることができる(日本関税法第69条の6第1項、同第69条の15第1項)。

認定手続が取られたとき、輸出者・輸入業者は認定手続が取られている期間に限り手続を取消すことを要求することができるが、このとき、税関長は権利者が被るおそれのある損害の賠償を担保するための逆担保を輸入者に供託するよう命じなければならず、供託などが完了した場合、認定手続を取消す(日本関税法第69条の10、同第69条の20)。

(6) 通関保留決定(侵害認定)に対する不服

- ① 韓国の関税法は通関が保留された場合、輸出入申告者がこれを不服として担保を提供し通関を要請した時に税関長がこの許容如何を 15 日以内に決定しなければならない(関税法第 235 条第 5 項、同施行令第 240 条)。
- ② 日本の関税法上では、認定手続による認定結果が出る前は輸入者は逆担保の提供により物品を搬出することができるが、一旦侵害として認められた後には司法的な不服申立だけが残っているものと思われる。

2-10 問合せ先

関税庁 特殊通関課	住所	大田広域市西区屯山洞 920 番地
	電話	042-481-7830(代)
	HP	http://www.customs.go.kr/
ソウル税関 輸入課	住所	ソウル特別市江南区論硯洞 71 番地ソウル税関
	電話	02-510-1150
仁川空港税関 輸入課	住所	仁川広域市中区雲西洞 2851
	電話	032-722-4210
仁川税関 輸入課	住所	仁川広域市中区港洞 7 街 1-18
	電話	032-452-3240

(この他に、釜山税関、大邱税関、光州税関など)

3. 不公正貿易行為に対する貿易委員会による救済制度

不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律では、大韓民国の法令又は大韓民国が当事者である条約によって保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著作権・著作隣接権・プログラム著作権及び半導体集積回路の配置設計権又は地理的表示及び営業秘密を侵害する物品など(以下「知的財産権侵害物品など」)の輸出入、国内販売、製造行為、更に、原産地表示違反行為などを不公正貿易行為として禁止し、その救済を図っている。貿易委員会を活用する場合には、裁判所の訴訟とは異なり、申告書類及び手続などが簡便で、より迅速な調査がなされるという長所がある。ただし、貿易委員会の行政措置について争う場合、行政法院や大法院の判断まで受けなければならない、時間及び代理人費用がさらに必要になるという短所もある。

3-1 調査申請の手続

- ① 何人も不公正貿易行為の事実があると認められるときには、これを調査するよう貿易委員会に書面で申請することができる。

- ② 不公正貿易行為に対する調査申請は、違反行為があった日から1年以内に行ななければならない。
- ③ 貿易委員会は、調査申請があった場合、20日以内に調査開始の如何について決定しなければならない。ただし不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第5条の調査開始の可否の決定は、貿易調査室長が決定し、その内容を次期委員会に報告するようにした。ただし、その内容が重要で、委員会の審議が必要と貿易調査室長が判断する場合には、委員会に上程して決定することになっている。

3-2 制裁手段

(1) 是正措置命令

貿易委員会は、知的財産権侵害物品などの輸出入、国内販売、製造行為があると判定した場合、当該行為者に対して、当該物品などの輸出・輸入・販売・製造行為の中止、当該物品などの搬入の排除及び廃棄処分、訂正広告、法違反により貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表、その他是正のために必要な措置を命じることができる。この是正措置命令に違反した者は、同法40条1項3号の規定により3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処される。

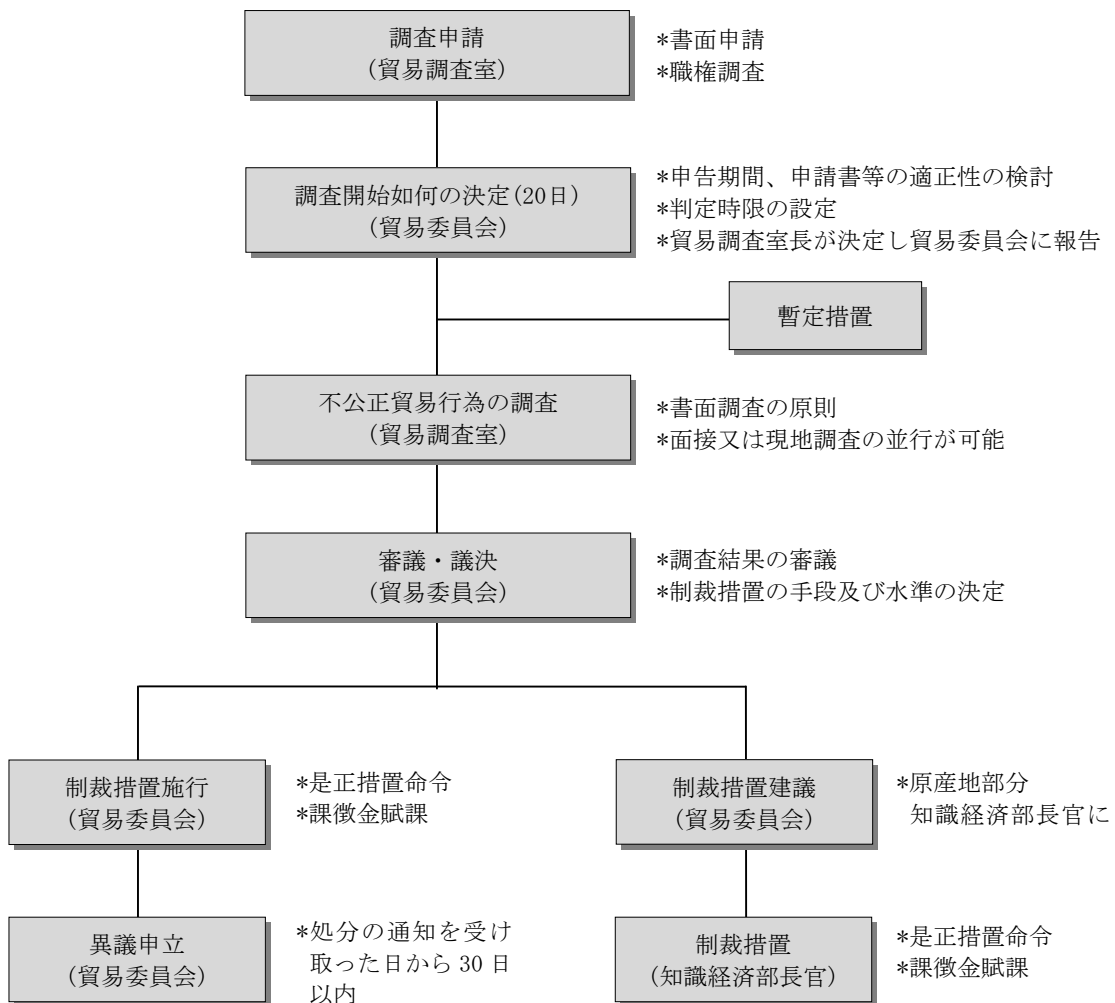
(2) 課徴金

貿易委員会は、知的財産権侵害物品などの輸出入、国内販売、製造行為があると判定した場合、当該行為者に対し、大統領令の定める取引金額に100分の30を乗じた金額の範囲内で課徴金を賦課することができる。ただし、取引金額がないか又は取引金額の算定が困難な場合であって大統領令が定める場合には、5億ウォンを超えない範囲内で課徴金を賦課することができる。一方、貿易委員会は原産地表示違反行為に該当する不公正貿易行為があると判定した場合、当該行為者に対し3億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

貿易委員会による課徴金の賦課比率

課徴金の賦課基準となる売上額	賦課比率
10億ウォン以下	賦課基準の取引額の30/100(基本金額)
10億ウォン超過100億ウォン以下	10億ウォン毎に500万ウォン加算
100億ウォン超過1,000億ウォン以下	100億ウォン毎に1,000万ウォン加算
1,000億ウォン超過1兆ウォン以下	1,000億ウォン毎に2,000万ウォン加算
1兆ウォン超過	1兆ウォン毎に4,000万ウォン加算

3-3 不公正貿易行為に対する調査手続フローチャート



3-4 異議申立

貿易委員会が下した是正措置命令又は課徴金賦課処分に対して不服がある者は、その処分の通知を受け取った日から30日以内に異議申立をすることができる。貿易委員会は、異議申立に対して60日以内に決定しなければならないが、30日の範囲でその期間を延長することができる。

3-5 改正施行令

「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律(産業被害救済法)」の改正施行令が2008年9月30日から施行されている。

- ① 中小企業の場合、暫定措置の実益がないと同時に、回復することができない被害を被る可能性がある場合には、暫定措置の施行を制限することができるよう

にし、暫定措置の施行のための担保提供額を暫定措置の施行期間に増加するものと予想される申請人の取り引き金額とするが、中小企業は同じ金額の100分50を提供することで、中小企業の担保負担を緩和した(第4条の2第1項第4号新設及び第4条の3)。

- ② 知的財産権侵害物品などの確認を申請する者は、被申請人が既に貿易委員会が知的財産権侵害物品と判定した物品と同じ種類の物品に対して不公正貿易行為をしようとしたり、そのような行為があるという事実を証明することができる資料を貿易委員会に提出することとし、貿易委員会は製造者及び製品識別符合が同じ場合には知的財産権侵害物品と同一のものと見なすることとする(第11条の2新設)。
- ③ 不公正貿易行為の調査や確認を申請した者に対する褒賞金支払い規定が新設されたことに伴い、褒賞金の支払い率の算定基準を設け、ただし、職務上取得した情報を利用し不公正貿易行為の調査や確認を申請したり資料を提供した者は褒賞金の支払いの除外対象と定める(第11条の3新設)。

3-6 改正「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」

2010年4月5日不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律(産業被害救済法)の改正法が公布され2010年7月6日から施行されている。主要骨子は次のとおりである。

(1) 不公正貿易行為の類型拡大(法第4条第1項第1号イ目)

従来は輸入者と販売者だけが制裁対象となっていたが、不公正貿易行為の類型に「海外から知的財産権侵害物品を国内へ供給する行為」を追加し、同一供給者が輸入者、販売者を変えて侵害物品の輸入を続けることを防止できるようにした。

(2) 是正命令違反時、履行強制金を賦課(法第13条の2新設)

不公正貿易行為に対する貿易委員会の是正命令に違反した場合、1日当たり該当物品価額の0.5%以内で履行強制金を賦課できるようにした。

(3) 原産地表示違反行為に対する課徴金賦課金引上げ(法第11条第3項)

不公正貿易行為の類型のうち、原産地表示違反行為に対する課徴金賦課金額を3000万ウォン以下から3億ウォン以下に引き上げた。

(4) 関係行政機関の連携強化(法律第10条第2項後段、法第36条の4新設)

貿易委員会が是正措置を履行するために関係行政機関の長に協力を要請した場合には、関係行政機関の長はこれに協力し、貿易委員会は法執行に必要な資料の提出を関

係行政機関の長に要請することができ、要請を受けた関係行政機関の長は特別な理由がなければ資料を提出するように定められた。

3-7 問合せ先

貿易委員会

住所 京畿道果川市中央洞 2 番地
貿易委員会 不公正貿易調査チーム
電話 02-2110-5582~5585
FAX 02-504-7093
HP <http://www.ktc.go.kr>

4. 産業財産権紛争調停委員会(特許、実用新案、商標、デザイン)

4-1 委員会の特徴

争訟能力の不足しがちな個人発明家、中小企業をはじめとする零細企業などが簡便に利用することのできる紛争の解決が主要な目的である。従って、裁判や審判に比べて申請手続が簡便で、申請費用も行政サービスとして無料で処理される(ただし、当事者の必要に応じて選任することもできる代理人、鑑定人の費用などは当事者が負担することになる)。

また、非公開で全ての手続を進めるので企業の秘密が公開されず、合意が順調になされる場合、何年もかかる事件が短期間(2~3ヶ月)内に解決されるという長所がある。特に、調停委員会が和解を勧誘する過程で両当事者が所有している特許技術のクロスライセンス契約、技術協力契約など戦略的提携ができるよう誘導する仲介者の役割も果たしている。なお、調停が成立しない場合は、訴訟その他の方法により紛争を解決することになる。

4-2 関連法規

特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法の実体法以外に発明振興法及び紛争調停委員会運営細則を基準とする。

4-3 調停申請の対象

特許権、実用新案権、デザイン権、商標権の無効及び取消の如何、権利範囲の確認などに関する判断だけを要請する事項を除き、登録されている特許権、実用新案権、デザイン権、商標権に関連する紛争がその対象である(発明振興法第 29 条第 1 項、第 29 条の 4)。

4-4 委員会の構成及び役割

(1) 構成

(発明振興法第41条、同施行令第20条～第26条、紛争調停委員会運営細則)

- ① 委員長：特許庁長が委員の中から指名する者
- ② 委員：特許庁所属の3級の職にあるか高位公務員団に属す公務員、判事、検事、弁護士又は弁理士の資格証がある者、大学で助教授以上の者、非営利の民間団体が推薦した者、その他に産業財産権に関する知識と経験の豊富な者のうち15名以上40名以下で委嘱
- ③ 幹事：特許庁所属の公務員のうち特許庁長が任命

(2) 役割

- ① 委員会は、知的財産権の紛争調停業務基本計画に関する事項、知的財産権の紛争調停委員会運営細則の改正に関する事項、その他委員長が委員会で審議・議決する必要があると判断される主要な紛争調停関連事項を審議・議決する。

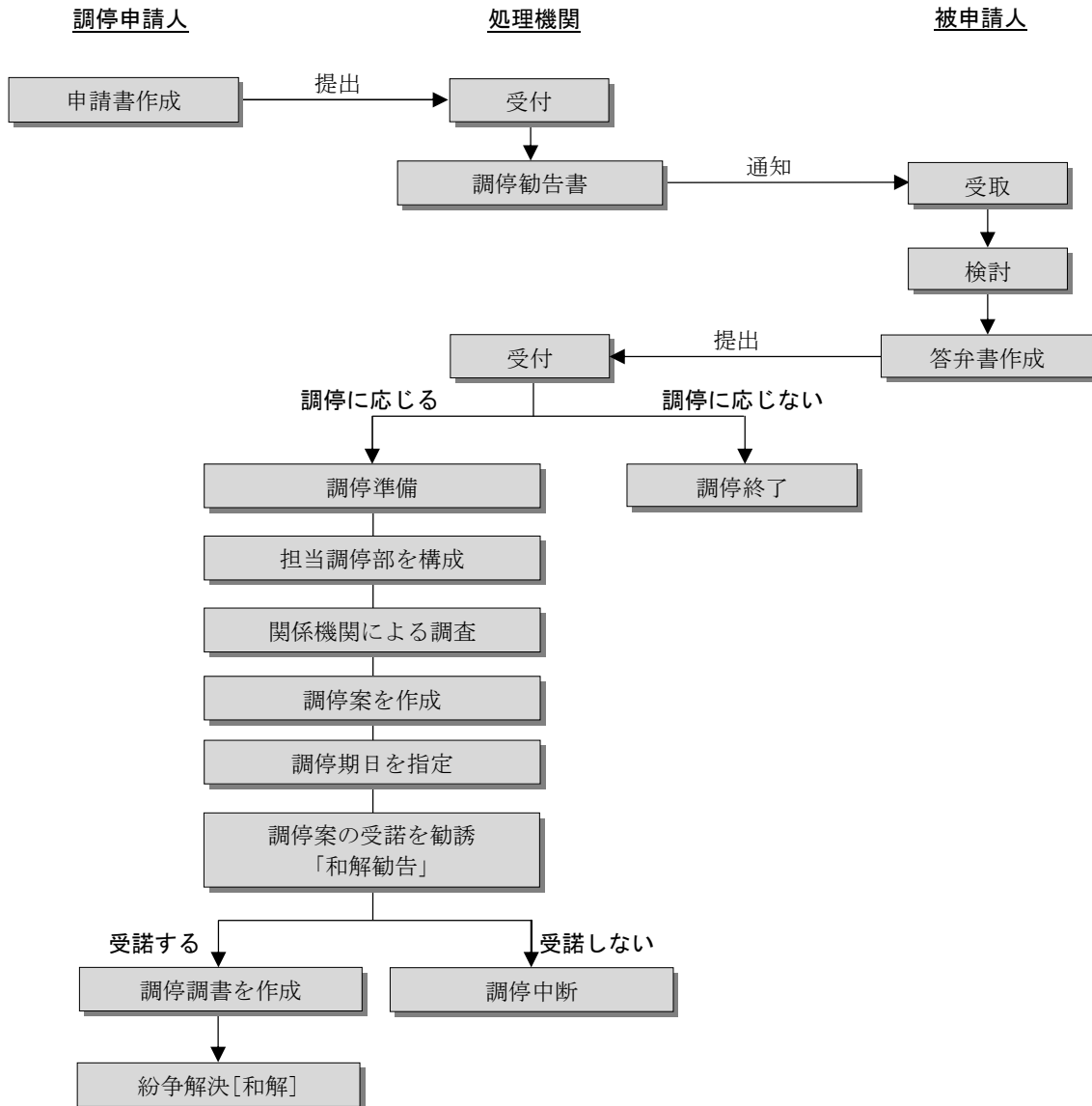
- ② 担当調停部の設置(運営細則第8条)

調停委員会は、効率的な紛争調停のために調停に応じることに合意がなされた事件別に担当調停部において、調停業務を委任して処理することができる。担当調停部は、紛争の実体を把握して合理的で公正な調停案を作成し、これに基づき両当事者が和解するように勧告する。

- ③ 調停部の役割

3名で構成される調停部の調停委員は、当該事件の紛争の調停を主導する。当該紛争事件の実体を把握して調停案を作成し、両紛争当事者に調停案の受諾勧誘など和解を勧告する。また、両紛争当事者間にクロスライセンス、技術協力など戦略的提携を誘導する。

4-5 紛争調停のフローチャート



4-6 問合せ先

紛争調停委員会

住所 〒302-701 大田広域市西区ソンサロ 139
 政府大田庁舎内特許庁 産業財産保護課
 電話 042-481-5074
 FAX 042-472-3465(郵便でも受付可能)

5. ドメインネーム紛争調停制度

急増する「.kr」ドメインネームに関連する紛争を解決するために、2004年7月30日から施行されたインターネット住所資源に関する法律(以下、「イン住法」とする)によりインターネット住所紛争調停委員会(IDRC ; Internet Address Dispute Resolution Committee)が設置され、約款による紛争調停制度と法による紛争調停制度との2元的運営が2009年9月10日に改正されたイン住法の施行後は、法律による紛争調停制度に統合され運営されている。

「.kr」のドメインネームに関連し、他人が不正な目的で自己の商標又はサービスマークと同一又は類似の文字をドメインネームとして登録することによって権利を侵害された当事者が IDRC への紛争調停手続を通じて救済を受けられる。

また、「.com」、「.net」などの一般最上位ドメインネーム(gTLD)に関する紛争は、国際インターネット住所管理機構(ICANN ; The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が採択した統一ドメインネーム紛争解決規定(UDRP)及びその手続き規則とアジアドメインネーム紛争調停センター(ADNDRC)ドメインネーム紛争補充規則に従いWIPO、NAFなどの国際的な紛争解決機関で紛争処理されている。一方、2006年5月25日ICANNがドメインネーム紛争解決機関に指定したADNDRCとIDRC間に一般最上位ドメインネーム紛争解決のための了解覚書が締結されたことによりIDRCがADNDRCのソウル事務所を設置しgTLD紛争解決関連サービスを提供しており、ADNDRCのソウル事務所が扱う紛争はUDRP、UDRP手続き規則及びADNDRCドメインネーム紛争補充規則に基づいて処理されている。

5-1 IDRC 紛争解決手続(「.kr」ドメインネーム紛争調停)

(1) イン住法第12条(不正な目的のドメインネームなどの登録禁止)

- ① 何人でも正当な権原がある者のドメインネームなどの登録を妨害したり正当な権原がある者から不当な利得を得るなど不正な目的でドメインネームなどを登録、保有又は使用してはならない。
- ② 正当な権限がある者は第1項に違反してドメインネームなどを登録、保有又は使用した者があるときは、法院にそのドメインネームなどの登録抹消又は登録移転を請求することができる。

(2) イン住法第4章、第16条ないし第24条

- ① IDRCを法廷機関として設置し、インターネット住所の登録、保有又は使用に関連された紛争の調停を希望する者はIDRCに調停を申請できる。
- ② IDRCは調停案を作成して当事者に通知し、その調停案を当事者が受諾した場合には当事者間の調停案と同一の内容の合意が成立したものと見る。

(3) 申請人の資格と調停の要件

インターネット住所(URL)の登録、保有又は使用と関連した紛争の調停を望む者は、紛争調停委員会に調停を申請することができる(イン住法第18条第1項)。そして、被申請人が登録したインターネット住所の使用が次の各号のいずれかに該当する場合には調停部は被申請人のインターネット住所を申請人に移転したり抹消する調停決定を下すことができる(同第18条の2第1項各号)。

- ① 被申請人のドメインネームの使用が国内に登録された申請人の商標又はサービスマークなど「商標法」で保護される標章に対する権利を侵害する場合
- ② 被申請人のドメインネームの使用が国内に広く認識された申請人の商品又は営業と混同を生じさせる場合
- ③ 被申請人のドメインネームの使用が国内で著名な申請人の氏名、名称、商標、サービスマーク又は商号などに対する識別力や名声を損傷する場合

調停部は被申請人のドメインネームの登録、保有又は使用が、正当な権原を有する者(申請人)のドメインネームの登録及び使用を妨害したり、商標など標識について正当な権原を有する者に対して販売・貸与しようとするなど不当な利得を得ようとする目的で行われた場合にもドメインネーム登録を申請人へ移転させるか又は抹消する決定を下すことができる(同第18条の2第2項)。

ただし、調停部は、被申請人のドメインネームが被申請人の正当な権原を有する氏名、名称、商標、サービスマーク又は商号と同一であるか、又は被申請人がドメインネームの登録や使用に正当な権利や利益を有する場合には、前1項及び前2項の規定にかかわらず、申請人の申請を棄却することができる(同第18条の2第3項)。

(4) 具備書類および調停手数料

① 具備書類

紛争調停申請書、申請人が本人であることを証明する法人登記簿謄本か事業者登録証、及び紛争調停申請理由を証する資料
(商標、商号登録証、広告、新聞記事など)

② 紛争調停手数料

1人調停部(88万ウォン)、3人調停部(176万ウォン)

- ③ 申請人が1人調停部を選択したものの、被申請人が3人調停部を選択した場合には、申請人と被申請人はその差額を均等に負担する。
- ④ 具備書類が郵便又は電子メールを通して全て提出され、手数料の入金が確認されれば、紛争調停手続が開始し、申請人に受付番号が送られる。

(5) 答弁書の要請

被申請人(該当ドメインネームの登録人)に紛争調停申請書の写しを同封して紛争調停の開始を通知し、調停申請理由に反駁する内容の答弁書の提出を要求する。

(6) 答弁書の受付及び提出期限の延長

被申請人は申請書などの送付を受けた日から14日以内にIDRCが別途に定める答弁書及び自身の主張を裏付けることができる関連資料をオンライン又は郵便を利用しIDRCに提出しなければならない。被申請人が上記定められた期間内に答弁書を提出することができない時には、提出期間の延長を申請することができ、総延長期間は14日を超えることができない。そしてIDRCは提出期間内の被請求人の答弁書提出がなかったときには答弁なしに申請書のみで審理を進めることができる。

(7) 調停部の構成

調停部は、IDRCが定めた案件処理順に従って、1人又は3人の調停人により構成される。

(8) 調停審理

調停部はイン住法第18条の2の判断基準に基づいて、当該ドメインネームに対する移転、抹消又は棄却決定を下すことができ、調停部が構成された日から14日以内に決定を下し、必要な場合、追加の陳述書類を要請することができる。調停審理の過程で必要に応じて期間が延長される。

(9) 調停決定

調停決定文は、両当事者に書類により郵便で送達しなければならない。

(10) 異議の提起及び調停決定の確定

調停決定に反対する当事者は、調停案の送達を受けた日から15日以内に裁判所に提訴するなどの異議提起関連証明書類をIDRCに送付しない場合は調停決定に異議がないものとみなす。決定が確定し申請人の要請がある場合、IDRCは遅滞なく登録代行者をして決定内容を実行させなければならない。

5-2 問合せ先

インターネット住所紛争調停委員会事務局

住所 〒138-950 ソウル特別市松波区カラク本洞 78

ITベンチャータワー6階

電話 02-405-5205/5293 FAX 02-405-5219

E-mail idrc@idrc.or.kr

HP <http://www.idrc.or.kr/>

5-3 ADNDRC 紛争解決手続(「.com」, 「.net」ドメインネーム紛争調停)

(1) 申請人の資格と調停の要件

他人のドメインネームの登録又は使用により、自己の権利又は正当な利益を侵害された者が次の各号に列挙された事項を理由として紛争解決申請をした場合、当該ドメインネームの登録人(被申請人)はその紛争解決手続きに必ず応じなければならないと規定している(UDRP 第4条(a)各号)。

- ① 申請人が権利を持っている商標又はサービスマークと登録人のドメインネームが同一であるか、混同を生じさせるほど類似していること
- ② 登録人が当該ドメインネームに対して権利又は正当な利益を持っていないこと
- ③ 登録人のドメインネームが不正な目的で登録され使われていること

また、調停部は被申請人(登録人)のドメインネームの登録や使用が、次の各号の1に該当する場合、不正な目的によるものとして判断し、被申請人(登録人)のドメインネーム登録を申請人に移転又は抹消する決定を下すことができる(同第4条(b)各号)。

- ① 登録人が当該ドメインネームを登録又は取得した主な目的が、商標権者やサービスマーク権者である申請人又は申請人の競業者に対して、当該ドメインネームと直接関連した費用として書類により立証された直接費用を超過する代価を受け取るために当該ドメインネームを販売、貸与、その他移転するものである場合
- ② 登録人が、商標やサービスマークの所有者がその商標やサービスマークをそれに相応するドメインネームとして使用できないよう妨害するためにそのドメインネームを登録した場合であって、当該登録人が妨害行為を数回行なった場合
- ③ 登録人が競業者の事業を妨害することを主な目的として当該ドメインネームを登録した場合
- ④ 登録人が当該ドメインネームを利用し登録人のウェブサイトや事業所又は登録人のウェブサイトや事業所での商品やサービスに関する出処、後援関係、提携関係、推薦関係などについて申請人の商標やサービスマークと混同を誘発し商業的利得を得る目的でインターネット利用者を故意的に登録人のウェブサイトやその他のオンライン事業所に誘引した場合

ただし、調停部は、次の各号の1に該当する事情があると判断された場合、第4条

(a)②の規定の趣旨上、被申請人(登録人)がドメインネームの登録や使用に正当な権利や利益を所有する場合、登録人がそのドメインネームに関する権利や正当な利益があることを立証したものとみなす(同第4条(c)各号)。

- ① 登録人がドメインネームに関する紛争の通知を受ける前に不正な目的を持たず商品又はサービス業の提供のために当該ドメインネーム又はこれに対応する名称を使用していたり明らかにその使用の準備をしている場合
- ② 登録人が商標権やサービスマーク権を取得していないが、該当ドメインネームにより、一般的に認識される場合
- ③ 登録人が商業的な利益を目的に消費者を誤認させたり問題視された商標やサービス表を希釈させる意図なく当該ドメインネームを正当に非商業的に使用したり、公正に使用している場合

(2) 具備書類および調停手数料

① 具備書類

紛争調停申請書紛争調停申請理由を証する資料
(商標、商号登録証、広告、新聞記事など)

② ドメインネーム紛争調停手数料

1人調停部(US\$1,000)、3人調停部(US\$2,500)

- ③ 申請人と被申請人のいずれの当事者によっても3人調停部を選択しない場合(UDRP 手続規則第3条(b)④及び第5条(b)⑤の規定参照)には紛争解決機関は答弁書を受付けた日又は答弁書提出期限の満了日から5日以内にその調停人名簿から1人の調停人を選任する。申請人がその1人の調停人に対する手数料全額を支払う責任を負う。仮に申請人と被申請人のいずれかの当事者によって3人調停部を選択した場合、紛争解決機関はUDRP 手続規則第6条(e)により3人の調停人を選任する。3人調停部の手数料は申請人が全額負担する。ただし被申請人が3人調停部を選択した場合、その手数料は両当事者が均等に負担する。

- ④ 具備書類が郵便及び電子メールでADNDRC ソウル事務所に全て提出され、手数料の入金(申請書提出後10日以内)が確認されれば、紛争調停手続きが始まり、申請人に受付番号が送られる。

(3) 答弁書の要請

被申請人(該当ドメインネームの登録人)に紛争調停申請書の写しを添付して紛争調停の開始を通知し、調停申請理由に反駁する内容の答弁書の提出を求める。

(4) 答弁書の及び期限の延長

紛争調停の答弁は、ADNDRC ソウル事務所が提供する答弁書の様式に従い、文書又は

電子媒体を通し手続き開始日から 20 日以内に ADNDRC ソウル事務所に提出しなければならない。被請求人が期間内に答弁書を提出することができない時には、例外的な場合に限り、提出期限を延長することができる。提出期限は両当事者の書面による合意があり、紛争解決機関がその書面による合意を認める場合も延長することができる。ADNDRC ソウル事務所は提出期間内の被請求人の答弁書提出がない時には紛争解決申請書に基づいて決定を下す。

(5) 調停部の構成

調停部は ADNDRC が定めた案件処理順により 1 人又は 3 人の調停人で構成される。

(6) 手続き上の言語

当事者間の合意や登録約款上に特別に定めている場合でなければ、紛争解決手続き上の言語は登録約款で使用された言語とする。但し、調停部は紛争解決手続きの事情を考慮し、それと異なる言語を定める権限を持つ。調停部は紛争解決手続き上の言語ではない言語で提出された全ての文書に対して、その全部又は一部を紛争解決手続き上の言語でなされた翻訳文を提出するよう要求することができる。

(7) 調停審理

調停部は、例外的な事情がない限り、構成された日から 14 日以内に調停審理を終え、必要な場合、追加陳述書類を要請することができる。

(8) 調停決定

ADNDRC ソウル事務所は調停部から決定文を受付けた日から 3 日以内にその決定の全文を両当事者、関係する登録機関及び国際インターネット住所管理機構に通知しなければならない。

(9) 異議の提起及び調停決定の確定

調停決定に反対する当事者は、調停決定の通知を受領した日から 10 営業日（登録機関の主事務所の所在地基準）以内に裁判所に提訴するなどの異議申立関連証明書類を ADNDRC ソウル事務所に送付しない場合は調停決定に異議がないものとみなす。決定が確定すれば、ADNDRC ソウル事務所は直ちに登録代行者にこれを通知し、登録代行者は申請人の要請を受け、直ちに決定内容を実行する。

5-4 問合せ先

アジアドメインネーム紛争調停センター(ADNDRC) ソウル事務所

住所 〒138-950 ソウル特別市松波区カラク本洞 78

IT ベンチャータワー6階

電話 02-405-5205 FAX 02-405-5219

E-mail kidrc@adndrc.org

HP <http://www.adndrc.org/>

6. 著作権紛争調停制度

著作権の侵害行為による紛争をより効率的かつ迅速に解決するために、著作権法第112条により設立された韓国著作権委員会を通じた著作権審議調停制度が運営されている。

6-1 調停の対象

韓国著作権停委員会を通じて調停を受けられる紛争対象は、訴訟の場合と同じく著作財産権、著作人格権及び著作隣接権に関する紛争に分けてみることができ、その他に補償金に関する紛争もある。紛争調停の対象を例示すれば、次のとおりである。

(1) 著作財産権に関する紛争

- ① 作者の許諾なしに著作物を複製した場合
- ② 作者の許諾なしに著作物を公演した場合
- ③ 作者の許諾なしに著作物を放送した場合
- ④ 作者の許諾なしに翻訳、編曲、脚色又は映画として製作した場合

(2) 著作人格権に関する紛争

- ① 作者の許諾なしに未公表著作物を公表した場合
- ② 作者の許諾なしに作者の氏名を表示せず、又は異なって表示した場合
- ③ 作者の許諾なしに著作物の題号や形式及び内容を変更した場合

(3) 著作隣接権に関する紛争

- ① 歌手、演奏者など実演者の許諾なしにその実演を写真撮影、録音・録画又は放送し、又はその実演が録音された販売用レコードを営利目的で貸与した場合
- ② レコード製作者の許諾なしにそのレコードを複製・配布した場合又は営利目的で貸与した場合
- ③ 放送事業者の許諾なしにその放送を同時中継放送し又は録音・録画又は写真で撮影した場合

(4) 補償金に関する紛争

販売用レコードを使用した放送に対し、放送事業者が実演者とレコード製作者に支払う補償金に関して合意がなされない場合

6-2 調停手続**(1) 調停申請**

著作人格権、著作財産権及び著作隣接権など著作権法により保護される権利に関する紛争が発生した当事者は、調停申請書の提出を通じて調停を申請することができる。

- ① 調停申請書の記載事項:当事者、申請の趣旨、申請の原因
- ② 提出書類:調停申請書、著作権者であることを証明する書類、著作者の著作物及び紛争対象著作物、法人登記簿謄本、謝罪文案、著作物登録証、委任状など
- ③ 紛争調停申請費用(基準:1件当たり)

調停対象の金額と調停費用

調停申請の金額	調停費用
百万ウォン未満	10,000 ウォン
百万ウォン以上～5百万ウォン未満	30,000 ウォン
5百万ウォン以上～1千万ウォン未満	50,000 ウォン
1千万ウォン以上	100,000 ウォン
金額に換算できない事件	50,000 ウォン

(2) 調停の実施

申請書が提出されれば、委員長が担当調停部を指定する。必要な場合、申請人又は被申請人などの当事者又は利害関係人の出席又は証明書類の補完・提出要求、証人・書証・検証・鑑定などの方法により証拠調べを実施する。

調停は非公開が原則である。弁護士、商法上の支配人、法定代理人その他法律上訴訟代理権がある者を除いては、調停部長の許可を受けた者に限り、調停期日に当事者を代理する。当事者及び利害関係者の陳述は、書面又は口述で進められる。

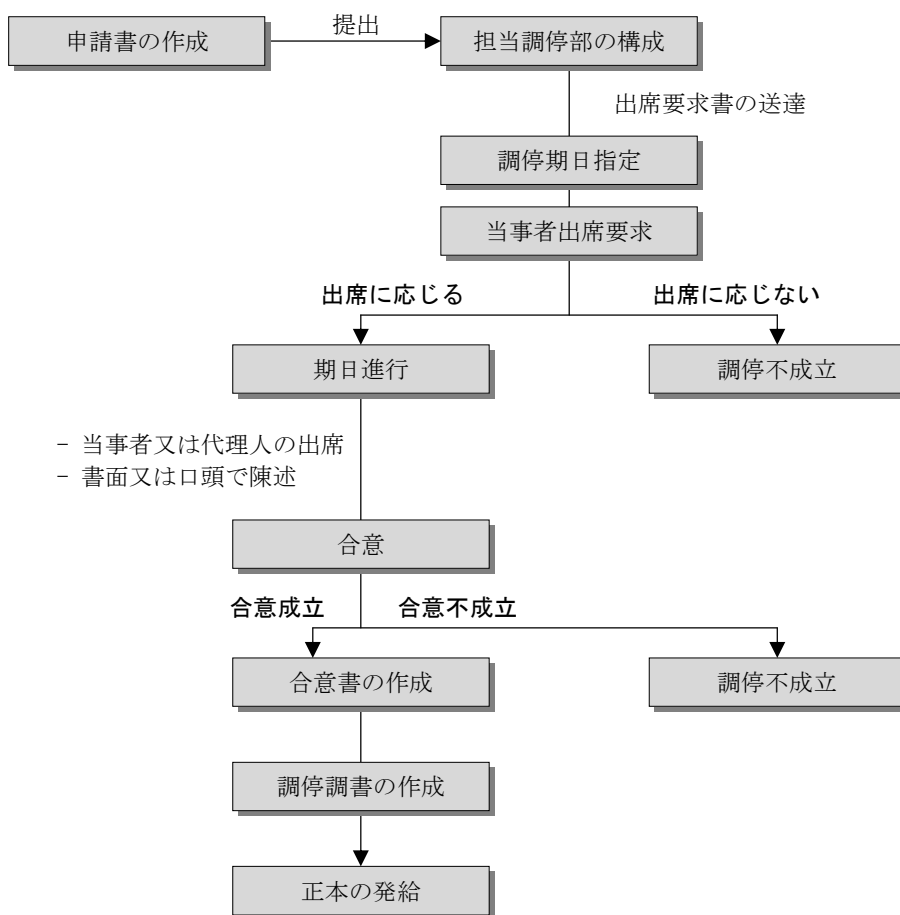
6-3 調停の成立と効力

調停によって紛争の当事者間に合意が成立してその合意事項を調停調書に記載した時に調停が成立する。調停が成立すれば、これは裁判上の和解と同一の効力を有する。調停が成立しない場合、訴訟その他の方法により紛争を解決することになる。

6-4 委員会の構成

- ① 著作権審議調停委員会は、委員長1人、副委員長2人を含む20人以上25人以下の審議調停委員により構成される。
- ② 委員長及び副委員長は、文化体育観光部長官が委嘱する委員の中から互選され、委員は著作権に関する学識と経験があつて徳望を備えた者の中から文化観光部長官が委嘱する。
- ③ 委員の任期は3年で、再任が可能である。
- ④ 調停部は弁護士資格のある者1人を含む1人又は3人の委員で構成される。

6-5 著作権紛争調停手続のフローチャート



- 申請書の受付日から3ヶ月経過
⇒ 調停不成立

6-6 問合せ先

韓国著作権委員会

住所 〒135-240 ソウル特別市江南区開浦洞14-4

電話 02-2660-0000
FAX 02-2660-0019
HP <http://www.copyright.or.kr>

7. 産業技術紛争調停制度

産業技術の流出(漏洩)と関連した紛争の調停を望む者は申請趣旨と原因を記載した調停申請書を産業技術紛争調停委員会に提出すれば、その申請日より3ヶ月以内(やむを得ない事情がある場合、1ヶ月延長可能)に調停案を受けて紛争を解決することができる。

7-1 調停の対象

産業技術の流出防止及び保護に関する法律第26条第1項は“産業技術流出と関連した紛争の調停を望む者は申請趣旨と原因を記載した調停申請書を調停委員会に提出し紛争の調停を申請することができる”と規定しており、調停の対象を具体的に定めていない。

7-2 調停手続

(1) 調停申請

産業技術の流出を関連した紛争の調停を望む者は、申請趣旨と原因を記載した調停申請書を調停委員会に提出し紛争の調停を申請することができる。

- ① 調停申請書の記載事項：申請人、代理人、被申請人、申請の趣旨、申請の原因
- ② 提出書類：調停申請書の他に別途の規定を設けていない。但し、調停委員会は紛争の調停のために必要な資料を紛争当事者に要請することができる(法第27条第1項)
- ③ 紛争調停申請費用：1件当たり1万ウォン(収入印紙で納付)

(2) 調停の実施

調停申請書が紛争調停委員会に提出されると、調停委員会は当事者に書面でその内容を知らせ、調停前に合意することを勧告することができる。調停委員会は申請を受けた日から3ヶ月以内にこれを審査し、調停案を作成しなければならない(1ヶ月の範囲内で延長可能)。

調停事件は分離や併合審議が可能で、調停委員会が必要であると認めた場合、紛争当事者又は参考人を調停委員会に出席させ意見を聞くことができる(書面での意見提出も可能)。調停委員会は紛争の調停を効率的に遂行するために調停部を設置することができ、調停部には5人以内の委員を任ずることができるが、そのうちの一人は弁護

士の資格があるものでなければならない。調停委員会は必要な場合、一部の紛争に対して調停部に一任して調停させることができる。調停部は調停事件を審査した後、調停案を作成し、調停委員会に上程しなければならない(調停委員会から一任を受けた場合には、上程しない)。

調停委員会が調停案を作成したときには、遅滞なくこれを当事者に提示しなければならない。調停案の提示を受けた当事者はその提示を受けた日から15日以内にその受諾如何を調停委員会に通知しなければならない。当事者が調停案を受諾した時には、調停委員会は即時、調停調書を作成し委員長及び各当事者が記名捺印しなければならない。

(3) 調停調書に記載される内容

- ① 事件番号及び事件名
- ② 調停申請人の氏名と住所
- ③ 調停対象紛争の概要
(当事者の人的事項、流出した産業技術の概要、紛争の経緯、調停の争点(当事者の意見記述))
- ④ 調停の結果(調停の争点別に記述)

7-3 調停の成立と効力

調停委員会が調停案を作成し、当事者に提示した調停案を当事者が受諾し、調停調書に記名捺印した場合、この調停調書は裁判上の和解と同一の効力を有する(法第28条第4項)

7-4 委員会の構成

- ① 産業技術紛争調停委員会は委員長1人を含む15人以下の委員により構成される。
- ② 委員長は、委員の中から知識経済部長官が任命する。
- ③ 委員の任期は3年で、再任が可能である。
- ④ 調停部は弁護士資格のある者1人を含む5人の委員で構成される。

7-5 調停の拒否及び中止

- ① 調停委員会は紛争の性質上、調停委員会で調停することが適合でないと認めたり、当事者が不正な目的で調停を申請したものと認められる場合には、当該調停を拒否することができる
- ② 調停委員会は申請された調停事件に対する処理手続きを進行中に一方の当事

者が法院に訴を提起した場合には、その調停の処理を中止し、これを当事者に通知しなければならない。

7-6 問合せ先

産業技術紛争調停委員会

住所 〒427-723 京畿道果川市官門路 88
 政府果川庁舎 知識經濟部
 産業技術情報協力課
 電話 02-2110-5192~6
 FAX 02-503-9648
 Hp <http://www.mke.go.kr>

8. 知的財産保護オンラインモニタリングシステム (IPOMS)

8-1 構築の背景

オープンマーケットや個人ショッピングモールを通じた商品流通販売の拡大につれて模倣商品の購入先は、従来の南大門・東大門・電子商店街などの実店舗よりもオンライン上の仮想店舗にその中心が移っており、模倣品根絶にはオンライン上の商品流通販売に対する対策が不可避となっている。特許庁の外郭団体にあたる韓国知識財産保護協会 (KIPRA) は、オンラインサービス運営者側の自主的規制や消費者、ネットユーザーらの通報や申告といった 100% 人手による監視・摘発の限界を克服すべく、ロボット検索を主体とした 24 時間モニタリングシステムを構築し運営している。

8-2 模倣品の発見と通報の流れ

- ① 探知対象となるブランド名を中心にオンラインショッピングモール上の商品情報をロボット型検索エンジンを通じて自動収集 (現在対象ブランドは 200 種弱)
- ② 自動収集された情報をモニタリング要員に自動レポートし、模倣品の判定 (具体的手法は明らかにしていないが、真正品との価格差、異常な値動き、出品頻度や情報更新の時間帯などに基づくとのことである。カテゴリーごとに細分化して精度を高めるといふ)
- ③ 収集された情報はデータベース化され探知手法へのフィードバックや真正品データベース構築に活用
- ④ 模倣品の判定結果をオンラインサービス運営者及び権利者、必要に応じて検察・警察、映像放送委員会などへの通報

8-3 今後の展開と問合せ先

精巧なデータマイニング、ニセモノパターンの拡充、取締り対応システムの体系化を進め、自動検索及び探知の精度をあげていくと共に、情報収集対象を韓国内のオープンマーケットやショッピングモールだけでなく、閉鎖型個人ブログや外国(中国)のサイトにまで拡張していく予定とのことである。

日本を初めとする外国企業からの検索対象ブランドの追加要請については、会員登録などの手続が前提のようであるが、ジェトロソウル事務所や韓国 I P G (223 ページ参照)に相談すれば積極的に便宜を図るとのことである。

9. 商標権特別司法警察隊

9-1 設立経緯/目的と根拠法律

2010年8月5日「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」が改正され、韓国特許庁に「商標権特別司法警察隊」が設けられた。

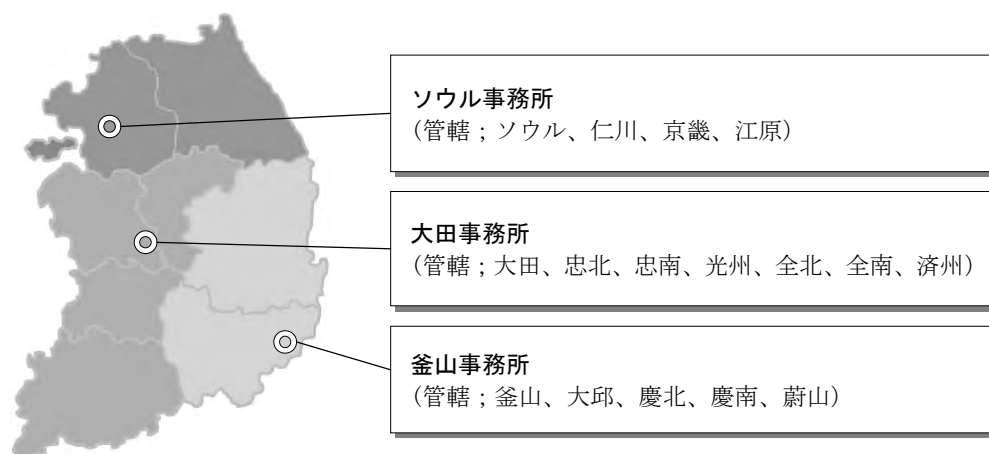
韓国の刑事訴訟法第197条に、警察官とは別に「森林、海事、専売、税務、軍捜査機関その他の特別司法警察官吏」に関する制度が定められており、知的財産分野では、著作権に関して2008年9月に文化体育観光部の著作権取締要員に特別司法警察権が付与され独自の取締が実施されている。

韓国特許庁には、これまで不正競争防止法第7条、第8条に基づき、偽造商品製造・販売など不正競争行為に対する調査及び是正勧告措置の権限が与えられていたが、押収・搜索・拘束などの実効性のある取締りは常に検察・警察の協力の下で行わなければならないため、適時効果的な執行が困難であり、取締り成果にはおのずと限界があった。商標権特別司法警察隊は、偽造商品取締りを強化し偽造商品の流通を根絶して、韓国の知的財産権保護水準を先進国水準まで向上させることにより、国家イメージを刷新、外国投資誘致に適した知的財産権環境に改善していくため設立された。

また、2011年12月14日には、「オンライン捜査班」も発足し、サイバー専門捜査官が配備され、オンラインでの偽造商品犯を捜査、刑事処罰が可能となった。

9-2 組織構造及び職務範囲

韓国特許庁は、ソウル、大田(テジョン)、釜山の3地域に取締事務所を設置している。



商標権特別司法警察隊の職務範囲は、不正競争防止法上の著名商標模倣者に対する刑事処罰(3000万ウォン以下の罰金又は3年以下の懲役)及び商標法上の商標権侵害者に対する刑事処罰(1億ウォン以下の罰金又は7年以下の懲役)と定められた。

10. サイバー捜査隊

10-1 設立経緯と目的

一般的には「サイバー捜査隊」と略称されているが、ハッキング、ウイルス製作及び流布など各種コンピュータ犯罪の捜査・摘発を担う韓国警察庁のサイバー犯罪専従捜査機関として正式名称は「警察庁サイバーテロ対応センター」である。

1995年ハッカー捜査隊として発足し1997年8月コンピュータ犯罪捜査隊、99年サイバー犯罪捜査隊へ拡大し、2000年7月からサイバーテロ対応センターとして創設され、検挙率80%以上を誇る。ハッキングやウイルス流布を始め、不法/有害サイトや悪意の書き込みによる風説の流布、ネットストーカー、メール爆弾など、オンラインネット上で発生する全ての犯罪をカバーしているが、オープンマーケットや個人ショッピングモールで商標権侵害やデザイン権侵害、著作権侵害の疑いのある模倣品が販売されている場合などにも積極的に対応しており、模倣品対策には有効である。

10-2 組織構造

警察庁サイバーテロ対応センターは協力運営チーム、捜査1チーム、捜査2チーム、技法開発室の3チーム1室で構成され、サイバーテロ総合対策の樹立実行、全国サイ

バー捜査要員の教育、国際共助捜査活動、24時間サイバー巡察を通じた初動処置及び対国民警報発令、主要サイバーテロ事件捜査、サイバーテロ捜査技法開発及び技術支援などの業務を遂行している。

そもそも地域管轄の概念がないに等しいサイバー犯罪に対する適時対応のため、全国の地方警察庁にサイバー犯罪捜査隊が設置されており、さらに全国234ヶ所の警察署にサイバー捜査チーム(通常4~5人)がそれぞれ置かれている。

10-3 手続方法

サイバーテロ対応センターのホームページから一般的通報も可能であるが、単に相談程度の役割を果たしているため、犯罪行為者を明確に突き止めたり具体的な処罰を望むのであれば、近隣の警察署に直接行き相談をするか陳情書や告訴状/告発状を提出する必要がある。知的財産権侵害関連の事件も含めネット上の事件では被疑者の住所地が不明であることが多いが、捜査依頼を受ければまずサイバー捜査チームが侵害者の犯罪を認知し捜査に着手することになっている(ただし、捜査の過程で被告訴人が明らかになり、被告訴人が自分の住所地の管轄警察署に移送を要請すれば移送しなければならないことになっている)。

サイバー警察隊で捜査をして被告訴人を召還して取調べを行った後は、通常の刑事事件の続きにしたがい検察に送致され、量刑や罰金が科せられることになる。

10-4 問合せ先

警察庁サイバーテロ対応センター

住所	ソウル特別市西大門区漢芹洞 209
電話	02-393-9112
HP	http://www.netan.go.kr

11. 偽造商品申告褒賞金制度

11-1 偽造商品申告センター

韓国特許庁の「産業財産保護チーム」は知的財産権の保護活動を担当しており、偽造商品の申告窓口として偽造商品申告センターを設置している。特許庁は申告された偽造商品に対して警察庁、検察庁と緊密な協力を通じて取締り活動を行なっている。

11-2 偽造商品申告褒賞金制度

2006年1月1日より偽造商品申告者に対する褒賞金制度(特許庁訓令第440号「偽造商品申告者に対する褒賞金支給に関する規定」)が導入されたことにより、偽造商品

申告が活性化している。

11-3 申告資格と支給対象

商標法及び不正競争防止法に違反する偽造商品の製造者または流通業者を発見した者は利害関係を持たなくても誰でも申告可能である。申告されたケースにつき、実際に検察が偽造商品の製造者または流通業者を起訴または起訴猶予処分を下した場合のみ摘発された規模に応じて褒賞金が支給される。したがって、単純に偽造商品を届けた事実だけでは褒賞金支給対象にはならず、また、口頭のみによる申告やすでに捜査機関により調査、捜査に着手されたケースは対象外となる。

当初は、無分別な申告件数の増加を抑制するために、製造行為については真正品価格で1億ウォン以上、卸・小売行為については2千万ウォン以上である場合に申告を受け付けていたが、現在は、製造行為についても2千万ウォン以上であれば申告を受け付けるようになった。

11-4 問合せ先

特許庁 偽造商品申告センター	電話	042-472-0121
	FAX	042-472-3465
	HP	http://www.kipo.go.kr/ippc/

(ただし、偽造商品申告報奨制度は、検察、警察、商標権特別司法警察隊に申告しても同様に処理される)

[付録 5] 税関への商標権申告書様式*

(別紙 第 2-1 号 書式)

申告番号 第 _____ 号

(処理期間：4 日)

商標権(専用使用権)申告書

新規 更新 変更

1. 権利の内容(記載事項が多い場合、別紙に作成可)

権利の種類 (該当欄に V 表示)	登録商標	登録番号	権利有効期間	指定商品	備考
商 標 権 ()					
専用使用権 ()					

2. 商標権を使用することができる者

区分	氏名又は 業者名	事業者 登録番号	住所	権利使用 有効期間	電話番号 (FAX)
商標権者					
専用使用権者					
通常使用権者					
商標使用許諾 を受けた者					

3. 商標権侵害の可能性がある輸出入者

区分	業者名 (代表者名)	事業者 登録番号	住所	電話番号 (FAX)	指定事由
輸入者					
輸出者					

4. 商標権の侵害と見ない物品であるかを確認するための事項

◆商標権申告時の確認事項		
外国の商標権者と 国内商標権者との関係	<input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 系列会社 <input type="checkbox"/> 輸入代理店の関係等	<input type="checkbox"/> 関係なし
国内商標権者の当該商標 付着物品の輸入または製造 如何	<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 販売	<input type="checkbox"/> 直接製造 <input type="checkbox"/> 海外 OEM 方式製造 <input type="checkbox"/> その他(具体的な類型：)
◆専用使用権申告時の確認事項		
外国の商標権者と 国内商標権者との関係	<input type="checkbox"/> 系列会社 <input type="checkbox"/> 輸入代理店の関係等	<input type="checkbox"/> 関係なし
国内専用使用権者の 当該商標付着物品輸入 又は製造如何	<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 販売	<input type="checkbox"/> 直接製造 <input type="checkbox"/> 海外 OEM 方式製造 <input type="checkbox"/> その他(具体的な類型：)
OEM 海外製造業者が外国商 標権者(専用使用権者)から の商標使用許諾の有無 ¹²	<input type="checkbox"/> 許諾	<input type="checkbox"/> 未許諾
◆外国での当該商標登録の現況及び商標使用許諾の現況		
外国での当該商標登録現況		
外国での商標使用許諾現況		
◆商標権侵害憂慮物品 輸出(入)事実通報対象如何の判断事項		
<input type="checkbox"/> 通報対象ではない <input type="checkbox"/> 一部通報対象ではない <input type="checkbox"/> 通報対象		

5. 商標権者の同意の下、当該商品を韓国で OEM 生産し輸出する業者

業者名	住所	事業者登録番号	電話番号 (FAX)	備考

¹² 国内専用使用権者が海外 OEM 方式で製造し輸入する場合

6. その他、商標権侵害事実を確認するために必要な事項

- 1) 偽造商品の識別方法
- 2) 真正品の製造価格(輸入物品は FOB 価格)
- 3) 当該物品のサンプル、写真、カタログ等
- 4) その他

7. 商標権申告人(代理人が申告する場合)

権利者との関係		
業者名又は氏名		
住 所		
事業者登録番号(生年月日)		
連絡先	TEL	
	E-MAIL	
	FAX	

上記の通り輸出入通関過程で、商標権の保護を受けたく、関税法第 235 条第 2 項の規定により商標権を申告します。

年 月 日

申告人 (印)

注意事項

上記の申告書の第 1 番、第 2 番及び第 4 番の申告内容が事実と異なったり、同申告内容の変更事由が発生した日から 30 日以内にその変更内容を申告しない場合は、商標権申告の効力が喪失します。

(社) 貿易関連知識財産権保護協会 会長 貴下

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。